

# 5 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除(税額控除)

この控除を受けるためには「住宅借入金等特別控除申告書」等の給与支払者への提出が必要です。  
 なお、最初の年分については確定申告により控除の適用を受ける必要があります。

- 給与所得者など(所得の金額が一定の額を超える人などは除かれます。)が、一定の要件を満たす家屋の取得又は増改築等をして平成25年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合において、一定の住宅借入金等を有するときは、一定の期間にわたり所得税額から住宅借入金等特別控除額が控除されます。(住宅を居住の用に供した年が、平成19年又は20年の場合は、確定申告時に控除期間等を①又は②から選択することになります。)
- 住宅借入金等特別控除の控除限度額は、居住の用に供した時期等に応じ、住宅借入金等の年末残高を基として、それぞれ次表の控除率により計算した金額となります。
- 2年目以降、年末調整によってこの控除を受けるためには、「住

宅借入金等特別控除申告書」とともに、金融機関等が発行した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を給与支払者に提出する必要があります。

○住宅ローン等を利用して自己の居住の用に供する家屋について一定のバリアフリー改修工事又は一定の省エネ改修工事を含む増改築等を行い、平成20年4月1日(一定のバリアフリー改修工事については平成19年4月1日)から平成25年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合で、一定の要件に当てはまるときは、バリアフリー改修工事又は省エネ改修工事に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を適用することができます。

なお、特定増改築等住宅借入金等特別控除は、次表の控除期間等との選択により適用することとなります。

住宅を居住の用に供した日	控除期間	住宅借入金等の年末残高に乗る控除率					各年の控除限度額
		2,000万円以下の部分の金額	2,000万円超2,500万円以下の部分の金額	2,500万円超3,000万円以下の部分の金額	3,000万円超4,000万円以下の部分の金額	4,000万円超5,000万円以下の部分の金額	
平成11年1月1日から平成13年6月30日まで	1~6年目			1.0%			50万円
	7~11年目			0.75%			37.5万円
	12~15年目			0.5%			25万円
平成13年7月1日から平成16年12月31日まで	10年間			1.0%			50万円
平成17年1月1日から平成17年12月31日まで	1~8年目			1.0%			40万円
	9・10年目			0.5%			20万円
平成18年1月1日から平成18年12月31日まで	1~7年目		1.0%				30万円
	8~10年目		0.5%				15万円
平成19年1月1日から平成19年12月31日まで	① 1~6年目		1.0%				25万円
	① 7~10年目		0.5%				12.5万円
	② 1~10年目		0.6%				15万円
	② 11~15年目		0.4%				10万円
平成20年1月1日から平成20年12月31日まで	① 1~6年目	1.0%					20万円
	① 7~10年目	0.5%					10万円
	② 1~10年目	0.6%					12万円
	② 11~15年目	0.4%					8万円
平成21年1月1日から平成21年12月31日まで	10年間			1.0%			50万円

○認定長期優良住宅の新築等をして、平成21年6月4日から平成25年12月31日までの間に、その者の居住の用に供した場合の特例が創設されました。控除期間、住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除率等は以下のとおりです。

住宅を居住の用に供した日	控除期間	住宅借入金等の年末残高に乗る控除率		各年の控除限度額
		5,000万円以下の部分の金額		
平成21年6月4日から平成21年12月31日まで	10年間	1.2%		60万円

# 6 税金のゆくえ 平成18年度の国と地方公共団体の負担額の合計

●公立学校の児童・生徒1人当たりの年間教育費負担額は



小学生  
833,000円



中学生  
952,000円



高校生(全日制)  
932,000円

●私たちの生活や安全を守るための警察・消防費は5兆1,654億円  
 国民1人当たりでは約40,400円



●国民医療費の公費負担額は12兆1,274億円  
 国民1人当たりでは約94,900円

●市町村のごみ処理費用は、2兆1,746億円  
 国民1人当たりでは約17,000円

(注)人口:平成18年10月1日現在127,770千人(総務省統計局推計)



お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお電話にておたすください。(税務署では、自動音声により窓口のご案内をしております。)

この社会あなたの税がいきている

このパンフレットは、平成21年9月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。